

区連会 資料 3-4

旭 総 第 7 9 4 号
令和4年8月19日

地区連合自治会町内会長 様

旭区長 権藤 由紀子

令和4年就業構造基本調査の実施について（お知らせ）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から各種統計調査に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日に、国が実施する統計調査のうち、特に重要なものとされる基幹統計調査として、就業構造基本調査が実施されます。

つきましては、貴連合自治会町内会の一部地域（別紙「自治会町内会別調査区域一覧」）が調査対象地域となりましたので、お知らせいたします。

1 調査の概要

この調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにすることで、国や横浜市の行う経済政策や雇用政策の基礎資料を得ることを目的にしたもので、昭和31年に第1回の調査が行われ、今回は18回目の調査になります。

2 調査の対象、方法、時期

(1) 調査区・調査員

調査の対象となる地域・世帯は無作為に抽出され、旭区では30調査区が指定されており、対象調査区内の約450世帯に住む15歳以上の方が対象です。

調査員は、神奈川県知事が任命した調査員が調査活動に従事します。各連合自治会町内会における調査員推薦の依頼はございません。

(2) 調査方法

8月下旬から、調査員が対象調査区内を巡回し、リーフレットの配布等を行います。

その後、調査票の記入を依頼する世帯を抽出し、9月下旬から調査票の配布を行います。

※調査員は、調査活動中は顔写真の入った調査員証を携行しています。

(3) 調査員の主な活動内容（参考）

主な業務内容	日程（令和4年）
リーフレットの配布、「調査区要図」・「抽出単位名簿」の作成	8/30（火）～9/11（日）
調査対象世帯の確認と事前準備、事前依頼はがきの配布	9/14（水）～9/22（木）
調査の依頼・調査書類の配布	9/23（金）～9/30（金）
回答確認リーフレット 又は 回答済み世帯への礼状の配布	10/12（水）～10/16（日）
未回答世帯への督促書類の配布	10/19（水）～10/28（金）

(4) その他

世帯等から質問があった場合は、区役所総務課統計選挙係をご案内ください。

※本依頼の他、広報よこはま区版9月号に、調査実施の記事を掲載予定です。

お問合せ先

担当 旭区役所総務課統計選挙係
佐藤、佐々木

電話：954-6012

令和4年就業構造基本調査 自治会町内会別調査区域一覧

連合名	自治会 町内会名	国勢調査 調査区	調査区域	備考
鶴ヶ峰地区 町内会連合会	西川島町中田町内会	56-1	西川島町49番地	自治会町内会 エリアを跨いで いる調査区
	旭ヶ丘町内会		西川島町50、51番地	
	鶴ヶ峰自治会	121-1	鶴ヶ峰一丁目35～38番地	
白根地区町内会 自治会連合会	上白根共同住宅自治会	1711-1	上白根一丁目5番 上白根共同 住宅9号棟	
	白根相友自治会	1835-1	白根五丁目51、52、53番	
	三菱白根第二町内会	1959-1	白根六丁目10～12番、54番、55 番	
	白根町内会	2014-1	白根三丁目5番 ネオスアク シア横浜鶴ヶ峰	
旭北地区 連合自治会	日経白根台自治会	1893-1	中白根四丁目5、7、8、10番 白根町852～996番地	自治会町内会 エリアを跨いで いる調査区
	旭台自治会			
上白根連合自治会	該当なし			
今宿地区町内会 自治会連合会	今宿南町内会	1248-1	今宿南町140、152、1965～ 1966、1970番地	
	今宿東町内会	1772-1	今宿東町1443、1449、1476、 1477番地	
川井地区町内会 自治会連合会	都岡町内会	1316-1	都岡町59、63、64番地	
	川井町内会	1548-1	川井本町90～92番地	
若葉台連合自治会	若葉台ゆりのき自治会	1402-1	若葉台四丁目10番 県公社若葉台団地4-10号棟 1～7F	
	若葉台東自治会	1476-1	若葉台一丁目12番 県公社若葉台団地1-12号棟 1～7F	
笹野台地区 連合自治会	富士見ヶ丘自治会	1123-1	笹野台四丁目32、33、36、37番	
希望が丘 連合自治会	中希望が丘西部自治会	926-1	中希望が丘212、217、219番地 ～221番地	
	中希望が丘富士見 会	※1 989-1	中希望が丘6、9～11番地	連合を跨いで いる調査区

裏面あり

連合名	自治会 町内会名	国勢調査 調査区	調査区域	備考
希望が丘東地区 連合自治会	中尾町六美会	602-1	中尾二丁目11番, 中尾二丁目27番~30番	
	東希望が丘春陽自治会	1059-1	東希望が丘190~191、213~215番地	自治会町内会エリアを跨いでいる調査区
	春ノ木自治会			
希望が丘南地区 連合自治会	善部むつみ会	867-1	善部町46、54番地, 善部町73~75番地	
さちが丘地区 連合自治会	さちが丘蔵屋敷自治会	677-1	さちが丘32~35番地	
	さちが丘東部自治会	741-1	さちが丘172~174番地	
	さちが丘原自治会	※2 805-1	柏町69、70、102~111番地	連合を跨いでいる調査区
	さちが丘西部自治会	※1 989-1	中希望が丘6、9~11番地	連合を跨いでいる調査区
万騎が原連合自治会	該当なし			
二俣川地区 連合自治会	二俣川二丁目東部自治会	478-1	二俣川二丁目14番地	
二俣川ニュー タウン連合町内会	二俣川ニュータウン北部第五町内会	1189-1	今宿町2566番地	
旭中央地区 連合町内会	四季美台親睦会	※3 540-1	四季美台84番地	連合を跨いでいる調査区
旭南部地区 連合自治会	本宿東部自治会	185-1	本宿町30番地	
	桐が作自治会	408-1	桐が作1628~1655、1689~1710、1854~1862番地	
左近山連合自治会	左近山小高団地自治会	260-1	左近山171番地3 左近山団地5-5・5-6号棟	
市沢地区連合町内会	市沢上町内会	331-1	市沢町457~459、507~526番地	自治会町内会エリアを跨いでいる調査区
	市沢町下町内会			
その他の地区 (地区連合未加入)	四季美台自治会	※3 540-1	四季美台84番地	連合を跨いでいる調査区
	南まきが原自治会	※2 805-1	柏町69、70、102~111番地	連合を跨いでいる調査区
	ひかりが丘団地自治会	1643-1	上白根町795番地 市営ひかりが丘団地5-3・5-4号棟	

※1 中希望が丘11番地はさちが丘西部自治会

※2 柏町102~111は南万騎が原自治会

※3 四季美台84番地の一部は四季美台自治会

令和4年10月1日現在で
就業構造基本調査を実施します!

安心して働ける明日へ。



令和4年
10月1日

みなさまの就業に関する状況について現状を正しく把握し、安心して働ける社会を実現していく、国や地方の施策の基礎となる重要な調査です。

就業構造基本調査

統計法に基づき5年ごとに実施する国の重要な統計調査です

この調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施する調査です。

統計法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これらに反したときには罰則が定められています。

詳しくは **就業構造基本調査**



<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/campaign/index.html>

調査への回答内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません

調査員がうかがいましたら、ご回答をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症対策に十分留意して実施します。



総務省統計局・都道府県・市区町村

就業構造基本調査はこんな調査です

調査の目的



正規・非正規雇用者の就業状況の違い、高齢層・若年層の就業状況、育児・介護と就業の関係などについて、全国、地域別に明らかにすることです。

調査の対象



統計理論に基づく方法によって全国から無作為に選ばれた約54万世帯(15歳以上の世帯員約108万人)です。

調査事項

次のような事柄について調査します。

全ての人について

男女の別、出生の年月、教育の状況、育児・介護の有無など



ふだん仕事を している人について

雇用契約期間、仕事内容、1週間の就業時間、現職に就いた理由など



ふだん仕事を していない人について

就業希望の有無、希望する職種、求職活動の有無など



インター
ネット
で



調査結果はどなたでも利用できます

令和5年7月以降順次、総務省統計局ホームページへの掲載や報告書の刊行などにより公表します。

総務省統計局のホームページ
<https://www.stat.go.jp/>

総務省統計局



統計局が
刊行する
報告書で

政府統計の総合窓口「e-Stat」
<https://www.e-stat.go.jp/>

e-Stat

就業構造基本調査を含め、政府統計を収録した統計ポータルサイトです。

調査の結果はこのように利用されています

就業構造基本調査の結果は、働き方改革の推進に向けた各種取組など、国や地方公共団体の政策の基礎資料として幅広く使われています。

非正規雇用者の安定就業、
処遇改善に向けた対策

長時間労働の
是正

副業の促進など、
柔軟な働き方がしやすい環境整備

職業能力の開発、
人材の育成

育児、介護・看護と
就業の両立支援

高齢者の
就業促進

例えば

副業者及び副業希望者の推移
(2002年～2017年)

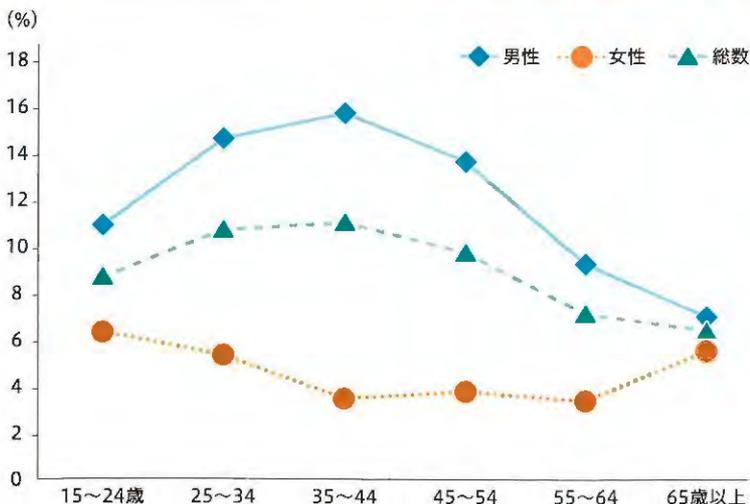


副業希望者は 増加が続いている

副業希望者(現在就いている仕事を続けながら他の仕事<副業>をしたいと思っている者)は、増加を続けており、副業を希望する方が、その希望に応じて副業を行える環境を整備していくことが重要となっています。



週間就業時間が60時間以上である者の割合
(雇用者のうち年間就業日数200日以上、男女、年齢階級別)(2017年)



男性の雇用者は、 子育て世代で長時間労働者 の割合が最も高い

週間就業時間が60時間以上の雇用者の割合を年齢階級別にみると、男性の35～44歳が最も高くなっているなど、子育て世代の男性が高い水準となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働の是正に取り組むことが重要となっています。



調査はこのような流れで行われます

調査員が訪問

調査実施に先立ち、調査員が、調査対象となる地域を確認し、全ての世帯を訪問して、事前のご案内リーフレットを配布します。



調査書類の配布

調査員が調査対象となった世帯を訪問して、調査票などの書類を配布します。



回答方法を選択

インターネットで回答するか、紙の調査票を郵送又は調査員に提出するかを選択いただけます。



集計

調査票に回答された内容は、厳重な情報管理体制のもと、コンピューターで集計されます。



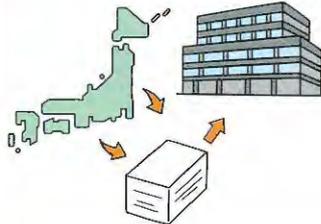
結果の公表

集計結果はインターネットなどで公表されます。



総務省統計局・地方公共団体へ

回答いただいた調査票は、市区町村へ提出された後、都道府県へ送られ、最終的に総務省統計局へ送られます。



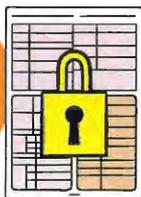
調査員が回収

調査員が調査票の回収にうかがいます。



個人情報情報は厳重に保護されます

調査票の保護



調査により集められた調査票の回答内容は、統計法によって厳重に保護されています。

暗号化通信



インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、TLS1.2による暗号化通信を行っています。

守秘義務



調査に従事する者(調査員、地方公共団体の職員など)には、統計法により厳格な守秘義務が課せられており、守秘義務違反があった場合の罰則も定められています。